

# 附属資料

# 1. 前期基本計画における部門別の事業費の内訳（前半5年間）

（単位：百万円）

事業名	事業費	国庫支出金	都支出金	地方債	特定財源	一般財源
<b>くらし … 安全・安心で、いきいきとしたまちをめざして</b>	1,694	26	0	950	100	618
地域社会における新たな関係をめざす。（地域社会）	451	0	0	271	0	180
安全で安心できるまちをめざす。（安全・安心）	513	26	0	323	0	164
より充実した市民生活をめざす。（生活）	12	0	0	0	0	12
新しい文化の創造と文化遺産の保存をめざす。（文化）	718	0	0	356	100	262
<b>自然 … 快適で、ほんわかとするまちをめざして</b>	1,123	89	41	407	241	345
貴重な緑を生み出す。（緑）	659	89	13	407	0	150
水環境の再生をめざす。（水）	118	0	28	0	0	90
地球環境を視野に入れる。（環境）	346	0	0	0	241	105
<b>ひと … 健康で、はつらつとしたまちをめざして</b>	4,675	777	208	1,449	1	2,240
次世代のすこやかな育成や多様な生き方を支援する。（次世代育成）	755	4	97	171	1	482
健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす。（健康福祉）	300	74	67	0	0	159
学力の向上と地域の連携を実現する。（教育）	3,441	699	44	1,278	0	1,420
だれもがいきいきと学び豊かな心を育むまちをめざす。（生涯学習）	179	0	0	0	0	179
<b>まち … 住みやすく、希望のあるまちをめざして</b>	3,783	364	211	768	747	1,693
快適なまちを実現する。（都市基盤）	2,650	364	92	432	241	1,521
通行しやすく便利なまちをめざす。（交通）	1,113	0	119	336	506	152
活力ある産業の展開をめざす。（産業）	20	0	0	0	0	20
<b>都市経営 … 健全で、進化するまちをめざして</b>	798	0	0	0	500	298
新しい地方自治を推進する。（地方自治）	9	0	0	0	0	9
健全な行財政運営を実現する。（行財政）	789	0	0	0	500	289
<b>体系の合計</b>	12,073	1,256	460	3,574	1,589	5,194



## 2. 財政構造（歳入・歳出）の推移（過去5年間）

### 歳入状況

(単位：千円・%)

区 分	12 年 度		13 年 度		14 年 度		15 年 度		16 年 度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自 主 財 源	32,157,190	63.6	31,120,846	63.4	30,979,932	63.0	30,707,446	59.7	31,815,641	58.0
市 税	28,090,358	55.6	27,229,792	55.4	27,013,840	55.0	26,160,778	50.9	26,754,530	48.8
分担金及び負担金	423,122	0.8	438,110	0.9	437,747	0.9	389,660	0.8	442,481	0.8
使用料及び手数料	666,624	1.3	663,688	1.4	670,123	1.4	685,696	1.3	722,358	1.3
財産収入	106,384	0.2	55,901	0.1	68,428	0.1	382,186	0.7	131,988	0.2
寄附金	24,556	0.1	3,509	0.0	4,066	0.0	62,724	0.1	2,439	0.0
繰入金	1,325,216	2.6	640,101	1.3	1,119,980	2.3	1,582,468	3.1	1,692,022	3.1
繰越金	1,197,288	2.4	1,695,070	3.5	1,320,325	2.6	1,081,428	2.1	1,674,559	3.1
諸収入	323,642	0.6	394,675	0.8	345,423	0.7	362,506	0.7	395,264	0.7
依 存 財 源	18,337,646	36.4	17,990,858	36.6	18,144,166	37.0	20,716,753	40.3	22,971,570	42.0
地方譲与税	298,187	0.6	307,948	0.6	310,910	0.6	326,801	0.6	642,388	1.2
利子割交付金	994,345	2.0	995,460	2.0	377,196	0.8	288,865	0.6	239,616	0.4
配当割交付金									62,820	0.1
株式等譲渡所得割交付金									64,799	0.1
地方消費税交付金	1,608,658	3.2	1,739,428	3.5	1,532,840	3.1	1,729,042	3.4	1,944,748	3.6
ゴルフ場利用税交付金	25,572	0.1	25,820	0.1	23,958	0.0	19,967	0.0	18,436	0.0
特別地方消費税交付金	2,070	0.0								
自動車取得税交付金	340,457	0.7	364,606	0.7	324,361	0.7	399,436	0.8	356,607	0.7
地方特例交付金	1,246,209	2.5	1,209,586	2.5	1,159,683	2.4	1,119,343	2.2	1,086,991	2.0
地方交付税	1,358,046	2.7	1,187,357	2.4	1,863,556	3.8	798,144	1.5	381,090	0.7
交通安全対策特別交付金	23,646	0.0	25,567	0.1	26,329	0.1	29,288	0.1	29,063	0.1
国庫支出金	3,838,512	7.6	4,189,859	8.5	4,361,218	8.9	5,167,758	10.0	5,392,186	9.8
都支出金	4,667,344	9.2	4,617,927	9.4	4,584,581	9.3	4,582,909	8.9	4,495,326	8.2
市債	3,934,600	7.8	3,327,300	6.8	3,579,534	7.3	6,255,200	12.2	8,257,500	15.1
合 計	50,494,836	100.0	49,111,704	100.0	49,124,098	100.0	51,424,199	100.0	54,787,211	100.0

### 歳出状況

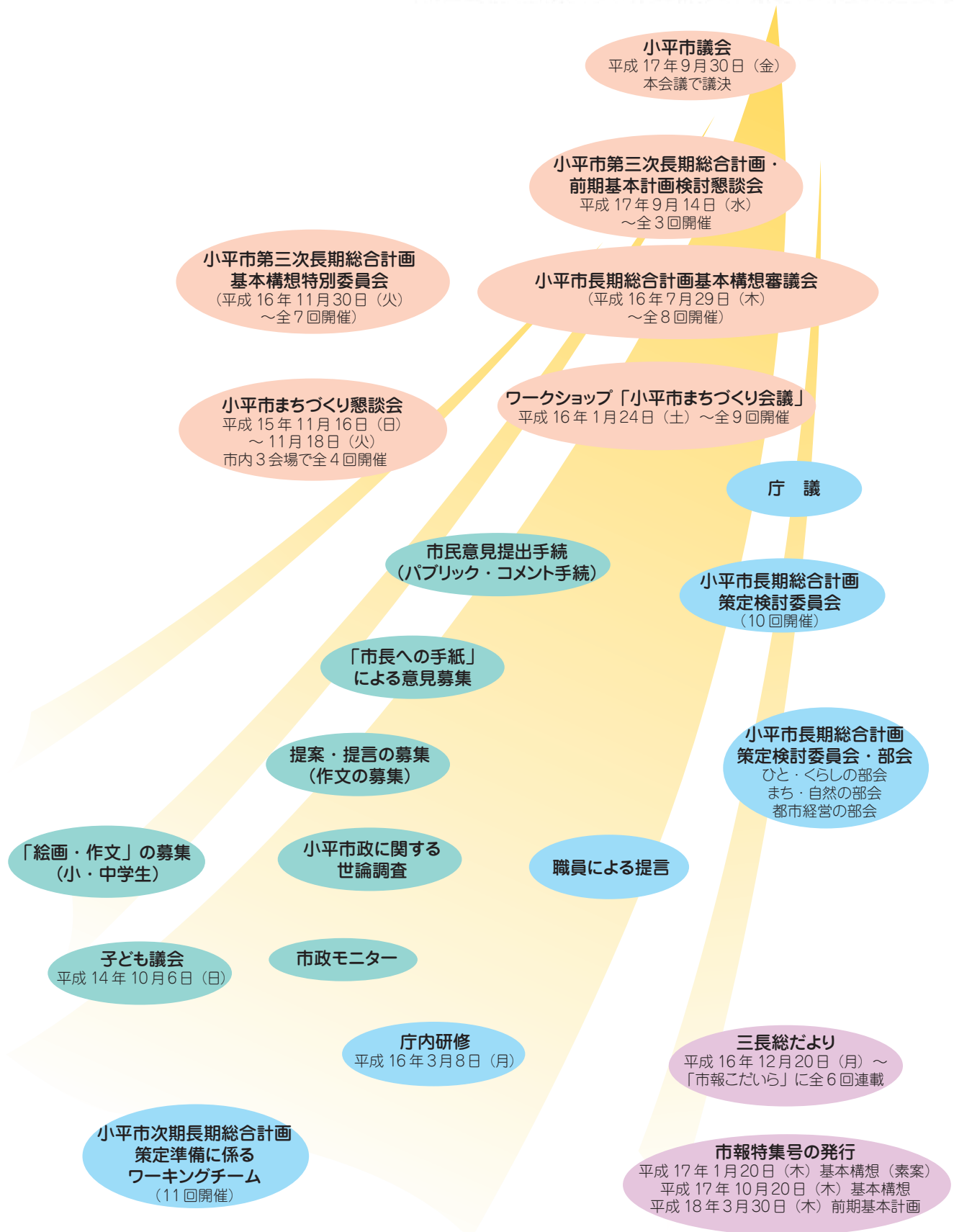
(単位：千円・%)

区 分	12 年 度		13 年 度		14 年 度		15 年 度		16 年 度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
歳出合計	48,799,766	100.0	47,791,379	100.0	48,042,670	100.0	49,749,640	100.0	53,455,666	100.0
内 訳										
特定財源	13,996,837	28.7	12,986,094	27.2	12,520,776	26.1	13,850,057	27.8	18,435,699	34.5
一般財源	34,802,929	71.3	34,805,285	72.8	35,521,894	73.9	35,899,583	72.2	35,019,967	65.5
性別内訳										
義務的経費	22,134,821	45.3	21,759,330	45.5	22,552,477	46.9	24,024,440	48.3	28,508,435	53.3
人件費	10,620,061	21.7	10,506,119	22.0	10,581,858	22.0	10,342,422	20.8	10,418,152	19.5
扶助費	6,796,248	13.9	7,356,084	15.4	7,890,397	16.4	8,484,689	17.1	9,094,577	17.0
公債費	4,718,512	9.7	3,897,127	8.1	4,080,222	8.5	5,197,329	10.4	8,995,706	16.8
投資的経費	5,692,007	11.7	4,338,915	9.1	4,126,210	8.6	3,961,401	8.0	2,866,367	5.4
普通建設事業費	5,692,007	11.7	4,338,915	9.1	4,126,210	8.6	3,961,401	8.0	2,866,367	5.4
その他										
その他	20,972,938	43.0	21,693,134	45.4	21,363,983	44.5	21,763,799	43.7	22,080,864	41.3
基準財政需要額	24,303,930		24,014,032		23,249,457		21,521,585		21,570,712	
基準財政収入額	23,122,923		22,987,866		21,536,728		20,803,791		21,321,721	
財政力指数(3か年平均)	0.951 (0.966)		0.957 (0.949)		0.926 (0.945)		0.967 (0.950)		0.988 (0.960)	
経常収支比率		91.4		90.9		92.2		90.7		93.7
公債費比率		10.9		10.2		10.7		11.3		11.6
経常一般財源比率		98.5		96.7		99.3		100.6		102.1

(資料：財政課)

### 3. こだいら 21 世紀構想・前期基本計画ができるまで

## こだいら 21 世紀構想 将来都市像 躍動をかたちに 進化するまち こだいら



## 4. 小平市長期総合計画基本構想審議会条例と委員名簿

### (1) 小平市長期総合計画基本構想審議会条例

(昭和59年 条例第15号)

(設置)

第1条 小平市の長期総合計画基本構想を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小平市長期総合計画基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画基本構想の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体の役員

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和59年9月29日・昭和59年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 小平市長期総合計画基本構想審議会委員名簿

(任期：平成16年7月29日から平成17年7月6日まで)

役職名	氏 名	所 属 な ど
会 長	佐 野 陽 子	嘉悦大学学長 (H.17.4.1.から嘉悦大学名誉学長)
副会長	服 部 守 久	メディアプランナー
委 員	浅 見 美奈子	公募市民
〃	宇都宮 弘 昌	公募市民
〃	海 上 玲 子	小平市社会福祉協議会会長
〃	小 川 潔	小平市体育協会会長
〃	加 藤 光 喜	小平青年会議所理事長
〃	神 石 實	小平商工会会長
〃	剣 持 庸 一	会社役員
〃	小 林 紀美子	公募市民
〃	佐 藤 純 一	東京むさし農業協同組合副組合長
〃	篠 崎 健 司	公募市民
〃	鈴 木 昌 和	小平市医師会会長
〃	立 花 直 美	武蔵野美術大学教授
〃	谷 美智子	小平市民生委員児童委員協議会会長
〃	鳥 井 守 幸	帝京平成大学教授
〃	牧 進	日本画家
〃	森 杉 美 保	公認会計士・税理士
〃	山 田 勉	国土交通大学校長
〃	吉 本 康 臣	元警察署長 (H.17.1.18 逝去)

[委員以下50音順 (敬称略)]



## 5. 小平市第三次長期総合計画・前期基本計画検討懇談会設置要綱と委員名簿

### (1) 小平市第三次長期総合計画・前期基本計画検討懇談会設置要綱

(平成 17 年 8 月 1 日制定、平成 17 年 9 月 1 日改正)

(設置)

第 1 小平市の第三次長期総合計画における平成 18 年度から平成 32 年度までの基本構想のうち、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の基本計画（以下「前期基本計画」という。）を検討するために、小平市第三次長期総合計画・前期基本計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 懇談会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 小平市が策定する前期基本計画に関すること。
- (2) その他、前期基本計画に関連すること。

(構成)

第 3 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第 4 懇談会に会長及び副会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、懇談会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 懇談会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第 6 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、懇談会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第 7 会長は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第 8 懇談会の設置期間は、平成 17 年 8 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第 9 懇談会の庶務は、都市経営部計画調整において処理する。

(その他)

第 10 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。



## (2) 小平市第三次長期総合計画・前期基本計画検討懇談会委員名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	佐 野 陽 子	嘉悦大学名誉学長
2	副 会 長	服 部 守 久	メディアプランナー
3	委 員	浅 見 美奈子	公募市民
4	〃	宇都宮 弘 昌	公募市民
5	〃	海 上 玲 子	小平市社会福祉協議会会長
6	〃	小 川 潔	小平市体育協会会長
7	〃	加 藤 光 喜	小平青年会議所理事長
8	〃	神 石 實	小平商工会会長
9	〃	剣 持 庸 一	会社役員
10	〃	小 林 紀美子	公募市民
11	〃	佐 藤 純 一	東京むさし農業協同組合代表理事組合長
12	〃	篠 崎 健 司	公募市民
13	〃	鈴 木 昌 和	小平市医師会会長
14	〃	立 花 直 美	武蔵野美術大学教授
15	〃	谷 美智子	小平市民生委員児童委員協議会会長
16	〃	鳥 井 守 幸	帝京平成大学教授
17	〃	森 杉 美 保	公認会計士・税理士

[委員以下50音順（敬称略）]



## 6. 策定にともなう各種事業への参加状況

計画策定にともなう各種事業への参加状況（分野別意見・提案等一覧）

	事業名		意見数	意見数					
				ひと	くらし	まち	自然	都市経営	その他
まちづくり懇談会	まちづくり懇談会	H.15 11月	79	5	7	20	10	15	22
	まちづくり懇談会	H.16 7月	77	8	3	29	11	15	11
	まちづくり懇談会	H.17 2月	94	8	7	6	9	9	55
	まちづくり懇談会	H.17 6月	121	8	15	15	23	27	33
	小 計		371	29	32	70	53	66	121
ワークショップ	ワークショップ 小平市まちづくり会議		337	58	33	186	49	11	0
子ども議会	子ども議会	小学6年	73	21	15	7	27	2	1
		中学2年	45	15	6	17	7	0	0
	小 計		118	36	21	24	34	2	1
作文・手紙	作文	小学生	324	76	46	56	140	1	5
		中学生	116	36	21	24	34	0	1
	小 計		440	112	67	80	174	1	6
	作文（小平市の未来）		11	1	2	2	5	1	0
	「市長への手紙」を活用した提案		18	7	1	9	1	0	0
市民意見提出手続		32	1	3	6	6	4	12	
合 計		1,327	244	159	377	322	85	140	



## 7. 小平市長期総合計画策定検討委員会設置要綱と委員名簿

### (1) 小平市長期総合計画策定検討委員会設置要綱

(平成 15 年 5 月 14 日制定、平成 17 年 4 月 1 日改正)

(設置)

第 1 小平市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）の策定について検討を行うために小平市長期総合計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 長期総合計画の策定に関すること。
- (2) その他長期総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 委員会は第 2 に掲げる事項の検討を円滑に行うために、必要に応じて部会を設置することができる。

2 委員会は、部会に対して必要に応じて報告を求めることができる。

3 部会の総合調整については、委員長が行う。

4 前 2 項に掲げるもののほか部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(招集等)

第 6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係行政機関、学識経験者等の出席を求めることができる。

(検討の方法)

第 7 委員会は、事務の円滑な推進を図るため、次の方法により支援、助言等を求めることができる。

- (1) 市職員によるまちづくりを目的とした自主研究グループ等の提言
- (2) 特に部会が認めた市民による自主研究グループ等の提言
- (3) アンケート調査及び研究課題に対する論文等の募集
- (4) その他検討に必要な方法

(庶務)

第 8 委員会の庶務は、都市経営部において処理する。

(設置期間)

第 9 委員会の設置期間は、平成 15 年 5 月 14 日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 小平市長期総合計画策定検討委員会委員名簿

役 職	職 務 名	
委員長	企画財政部理事（17.3.31まで）	
	都市経営部理事（17.4.1から）	
副委員長	企画財政部（17.3.31まで）	企 画 課 長（17.3.31まで）
	都市経営部（17.4.1から）	政 策 課 長（17.4.1から）
委 員	議会事務局	事 務 局 次 長
〃	企画財政部（17.3.31まで）	行 政 管 理 課 長（17.3.31まで）
	都市経営部（17.4.1から）	行 政 経 営 課 長（17.4.1から）
〃	総 務 部	庶 務 文 書 課 長（17.3.31まで）
		総 務 課 長（17.4.1から）
〃	企画財政部（17.3.31まで）	財 政 課 長
	財 務 部（17.4.1から）	
〃	生活文化部（17.3.31まで）	市 民 生 活 課 長（17.3.31まで）
〃	市 民 部（17.3.31まで）	市 民 課 長
	市 民 生 活 部（17.4.1から）	
〃	児童女性部（17.3.31まで）	児 童 課 長
	次世代育成部（17.4.1から）	
〃	健康福祉部	福 祉 計 画 課 長（17.3.31まで）
		高 齢 者 福 祉 課 長（17.4.1から）
〃	環 境 部	リサイクル推進課長（17.3.31まで）
		ごみ減量対策課長（17.4.1から）
〃	建 設 部（17.3.31まで）	道 路 管 理 課 長（17.3.31まで）
〃	都市整備部（17.3.31まで）	総 合 計 画 課 長（17.3.31まで）
	都市建設部（17.4.1から）	ま ち づ くり 課 長（17.4.1から）
〃	都市開発部（17.4.1から）	区 画 整 理 支 援 課 長（17.4.1から）
〃		会 計 課 長
〃	学校教育部（17.3.31まで）	庶 務 課 長（17.3.31まで）
	教 育 部（17.4.1から）	教 育 庶 務 課 長（17.4.1から）
〃	社会教育部（17.3.31まで）	社 会 教 育 課 長（17.3.31まで）
〃	企画財政部（17.3.31まで）	企 画 課 長 補 佐（17.3.31まで）
	都市経営部（17.4.1から）	政 策 課 長 補 佐（17.4.1から）

## 8. 小平市長期総合計画策定検討委員会部会設置要領と部会員名簿

### (1) 小平市長期総合計画策定検討委員会部会設置要領

(平成 15 年 6 月 24 日制定)

(設置)

第 1 小平市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）の策定を円滑に推進するために、小平市長期総合計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）に次に掲げる部会を設置する。

(1) 未来を考えるもの

- ① 30 年後の日本・小平を考える部会
- ② 15 年後の小平を考える部会

(2) 分野別のもの

- ① ひと・くらしの部会
- ② まち・自然の部会
- ③ 都市経営の部会

(検討事項)

第 2 部会は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 未来を考えるもの

- ① 長期総合計画基本構想の策定に関すること。
- ② 日本・小平の将来像に関すること。

(2) 分野別のもの

- ① 長期総合計画の分野別の計画に関すること。
- ② その他、長期総合計画の策定に必要な事項に関すること。

2 部会の具体的な検討及び内容は、別紙 1「部会の進め方」による。

(構成)

第 3 部会員は、第 1 各号に掲げる部会に所属するものとする。

2 部会は、別紙 2 に掲げる者をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第 4 部会には、部会長及び副部会長を置き、別紙 2 に掲げる者をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、主催する。

3 部会長は、第 2 に掲げる事項を円滑に行うために必要に応じて分科会を設置することができる。なお、分科会の構成並びに主に取り扱うテーマ及び分野については原則として別紙 3「分科会の構成と進め方」による。

4 部会長は、部会の検討等の結果を委員会に報告するものとする。

5 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(検討の方法)

第 5 部会は、関係行政機関、識見を有する者等の出席を求めることができる。

2 部会は、事務の円滑な推進を図るため、職員等の支援、助言等を求めることができる。

(庶務)

第 6 部会の庶務は、部会長の属する課及び企画財政部において処理する。

(設置期間)

第 7 部会の設置期間は、平成 15 年 6 月 24 日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要領は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

## 部会の進め方

未来を考えるもの

部会の名称

検討内容

30年後の日本・小平を考える部会

2035年度現在の日本及び小平についてあらゆる角度から自由に予測し、あるべき姿を検討する。

15年後の小平を考える部会

2020年度現在の小平についてあらゆる角度から自由に予測し、将来都市像を探る。

事務局

30年後（2035年）を視野に入れ、近未来の小平（2006年から2020年）の小平の課題を整理する。

分野別に3つの部会を設ける。

分野別のもの

ひと・くらしの部会  
25名

まち・自然の部会  
25名

都市経営の部会  
25名

部会長 1名  
部会員 24名

部会長 1名  
部会員 24名

部会長 1名  
部会員 24名

## 分科会の構成と進め方（例示）

### 「ひと・暮らし」の部会

「ひと」に関する分科会                      福祉・健康・教育・協働

「暮らし」に関する分科会                      コミュニティ・生涯学習

### 「まち・自然」の部会

「まち」に関する分科会                      都市基盤・交通・産業

「自然」に関する分科会                      安全・緑・環境

### 「都市経営」の部会

「まちの進化」に関する分科会                      行政改革・行政サービス・評価

「まちの経営」に関する分科会                      財務・計画・参加

\* 施策等は例示であり、部会、分科会を進める中で、適宜、増減、組換えを行う場合があります。

(2) 小平市長期総合計画策定検討委員会部会部会員名簿(所属・職名は発足又は配属当時)

《未来を考えるもの》

別紙2

30年後の日本・小平を考える部会

番号	役職	氏名	所属	職名	備考
1	部会長	出口拓隆	総合計画課	課長	
2	副部会長	相崎悦子	青少年・男女平等推進課	課長補佐	
3	部会員	鳥越恵子	企画課	課長補佐	H.16.3.31まで
3	〃	坂本伸之	企画課	課長補佐	H.16.4.1から
4	〃	荒田有紀	行政管理課	課長補佐	H.16.3.31まで
4	〃	田代純子	行政管理課	課長補佐	H.16.4.1から
5	〃	斉藤武史	財政課	主査	
6	〃	安部幸一郎	情報システム課	主任	
7	〃	丸山朝美	庶務文書課	係長	
8	〃	後藤仁	職員課	主任	
9	〃	飯島健一	市民課	主事	
10	〃	金子一道	収納課	主任	
11	〃	脇本夏樹	保険年金課	主事	
12	〃	加賀谷肇	文化振興課	主任	
13	〃	尾崎正宏	防災対策課	主事	
14	〃	坂本高男	リサイクル推進課	係長	H.15.12.31まで
15	〃	田中博晶	下水工事課	主任	
16	〃	稻見幸彦	児童課	主任	
17	〃	佐藤恵美	児童課	主事	
18	〃	島田義之	保育課	主任	
19	〃	細谷毅	福祉計画課	主任	
20	〃	鈴木浩司	高齢者福祉課	主事	
21	〃	湯浅忠	障害者福祉課	主任	
22	〃	真子恭徳	道路管理課	主任	
23	〃	伊藤集	建築課	主任	
24	〃	村田潔	開発第一課	主任	
25	〃	清水克敏	用地課	主任	
26	〃	小松浩一	会計課	主査	
27	〃	中村和幸	庶務課	主任	
28	〃	宇野智則	学務課	主任	
29	〃	有川知樹	指導課	係長	
30	〃	秋田淳一	選挙管理委員会事務局	主任	



《未来を考えるもの》

15年後の小平を考える部会

番号	役 職	氏 名	所 属	職 名	備 考
1	部 会 長	小 林 勝 行	市 民 生 活 課	課 長	H.16.3.31まで
1	〃	加 藤 茂	市 民 生 活 課	課 長	H.16.4. 1から
2	副 部 会 長	深 谷 達	市 民 課	課長補佐	
3	部 会 員	湯 澤 瑞 彦	議 会 事 務 局	主 査	
4	〃	青 木 祐 子	広 報 広 聴 課	係 長	H.17.3.31まで
5	〃	西 稔 典 昭	秘 書 課	係 長	
6	〃	季 高 一 成	管 財 課	主 任	
7	〃	石 井 恭 子	管 財 課	主 事	
8	〃	竹 松 賢 司	検 査 課	課長補佐	
9	〃	高 橋 理	市 民 税 課	主 任	
10	〃	川 上 吉 晴	資 産 税 課	主 任	
11	〃	槇 口 勝 巳	保 険 年 金 課	主 任	
12	〃	島 田 智 通	産 業 振 興 課	主 任	
13	〃	関 正 宏	環 境 保 全 課	主 任	
14	〃	首 藤 博 之	下 水 管 理 課	主 任	
15	〃	白 井 光 子	水 道 業 務 課	主 任	
16	〃	加 藤 千 秋	水 道 工 務 課	主 任	
17	〃	小 菊 愛	保 育 課	主 事	
18	〃	岡 田 敬 夫	高 齢 者 福 祉 課	主 任	
19	〃	松 長 功 二	介 護 保 険 課	主 任	
20	〃	後 藤 弘 和	生 活 福 祉 課	主 任	
21	〃	門 田 睦 子	健 康 課	課長補佐	
22	〃	長 峯 直 人	交 通 安 全 課	主 任	
23	〃	清 水 忠 重	土 木 課	主 任	
24	〃	中 島 敏 彦	開 発 第 二 課	主 査	
25	〃	吉 田 克 己	公 園 緑 地 課	主 任	
26	〃	和 田 明 浩	社 会 教 育 課	主 任	
27	〃	小 川 望	文 化 財 課	主 任	
28	〃	櫻 井 健	体 育 課	主 任	
29	〃	内 藤 了	公 民 館	主 任	
30	〃	蛭 田 廣 一	図 書 館	館長補佐	
31	〃	中 島 康 雄	監 査 事 務 局	主 査	

《分野別のもの》

ひと・くらしの部会

番号	役 職	氏 名	所 属	職 名	備 考
1	部会長	小林 勝行	市民生活課	課長	H.16.3.31まで
1	〃	加藤 茂	市民生活課	課長	H.16.4. 1から
2	副部会長	湯澤 瑞彦	議会事務局	主査	
3	部会員	安部 幸一郎	情報システム課	主任	
4	〃	丸山 朝美	庶務文書課	係長	
5	〃	季高 一成	管財課	主任	
6	〃	飯島 健一	市民課	主事	
7	〃	榎口 勝巳	保険年金課	主任	
8	〃	島田 智通	産業振興課	主任	
9	〃	尾崎 正宏	防災対策課	主事	
10	〃	田中 博晶	下水工事課	主任	
11	〃	佐藤 恵美	児童課	主事	
12	〃	島田 義之	保育課	主任	
13	〃	相崎 悦子	青少年・男女平等推進課	課長補佐	
14	〃	細谷 毅	福祉計画課	主任	
15	〃	岡田 敬夫	高齢者福祉課	主任	
16	〃	後藤 弘和	生活福祉課	主任	
17	〃	門田 睦子	健康課	課長補佐	
18	〃	清水 忠重	土木課	主任	
19	〃	宇野 智則	学務課	主任	
20	〃	蛭田 廣一	図書館	館長補佐	
21	〃	関 正宏	環境保全課	主任	兼務
22	〃	長峯 直人	交通安全課	主任	兼務
23	〃	金子 一道	収納課	主任	兼務
24	〃	小松 浩一	会計課	主査	兼務
25	〃	和田 明浩	社会教育課	主任	兼務

《分野別のもの》

まち・自然の部会

番号	役 職	氏 名	所 属	職 名	備 考
1	部 会 長	出 口 拓 隆	総 合 計 画 課	課 長	
2	副 部 会 長	坂 本 高 男	リ サ イ ク ル 推 進 課	係 長	H.15.12.31まで
3	部 会 員	荒 田 有 紀	行 政 管 理 課	課 長 補 佐	H.16.1. 4まで
	副 部 会 長				H.16.3.31まで
3	副 部 会 長	田 代 純 子	行 政 管 理 課	課 長 補 佐	H.16.4. 1から
4	部 会 員	後 藤 仁	職 員 課	主 任	
5	◇	石 井 恭 子	管 財 課	主 事	
6	◇	竹 松 賢 司	検 査 課	課 長 補 佐	
7	◇	高 橋 理	市 民 税 課	主 任	
8	◇	金 子 一 道	収 納 課	主 任	
9	◇	白 井 光 子	水 道 業 務 課	主 任	
10	◇	加 藤 千 秋	水 道 工 務 課	主 任	
11	◇	稲 見 幸 彦	児 童 課	主 任	
12	◇	鈴 木 浩 司	高 齢 者 福 祉 課	主 事	
13	◇	湯 浅 忠	障 害 者 福 祉 課	主 任	
14	◇	真 子 恭 徳	道 路 管 理 課	主 任	
15	◇	長 峯 直 人	交 通 安 全 課	主 任	
16	◇	吉 田 克 己	公 園 緑 地 課	主 任	
17	◇	清 水 克 敏	用 地 課	主 任	
18	◇	中 村 和 幸	庶 務 課	主 任	
19	◇	小 川 望	文 化 財 課	主 任	
20	◇	内 藤 了	中 央 公 民 館	主 任	
21	◇	中 島 康 雄	監 査 事 務 局	主 査	
22	◇	尾 崎 正 宏	防 災 対 策 課	主 事	兼 務
23	◇	松 長 功 二	介 護 保 険 課	主 任	兼 務
24	◇	島 田 智 通	産 業 振 興 課	主 任	兼 務
25	◇	村 田 潔	開 発 第 一 課	主 任	兼 務

《分野別のもの》

都市経営の部会

番号	役 職	氏 名	所 属	職 名	備 考
1	部 会 長	鳥 越 恵 子	企 画 課	課長補佐	H.16.3.31まで
1	〃	坂 本 伸 之	企 画 課	課長補佐	H.16.4. 1から
2	副部会長	有 川 知 樹	指 導 課	係 長	
3	部 会 員	斉 藤 武 史	財 政 課	主 査	
4	〃	青 木 祐 子	広 報 広 聴 課	係 長	H.17.3.31まで
5	〃	西 稔 典 昭	秘 書 課	係 長	
6	〃	深 谷 達	市 民 課	課長補佐	
7	〃	川 上 吉 晴	資 産 税 課	主 任	
8	〃	脇 本 夏 樹	保 険 年 金 課	主 事	
9	〃	加 賀 谷 肇	文 化 振 興 課	主 任	
10	〃	関 正 宏	環 境 保 全 課	主 任	
11	〃	首 藤 博 之	下 水 管 理 課	主 任	
12	〃	小 菊 愛	保 育 課	主 事	
13	〃	松 長 功 二	介 護 保 険 課	主 任	
14	〃	伊 藤 集	建 築 課	主 任	
15	〃	村 田 潔	開 発 第 一 課	主 任	
16	〃	中 島 敏 彦	開 発 第 二 課	主 査	
17	〃	小 松 浩 一	会 計 課	主 査	
18	〃	和 田 明 浩	社 会 教 育 課	主 任	
19	〃	櫻 井 健	体 育 課	主 任	
20	〃	秋 田 淳 一	選挙管理委員会事務局	主 任	
21	〃	安 部 幸 一 郎	情 報 シ ス テ ム 課	主 任	兼 務
22	〃	宇 野 智 則	学 務 課	主 任	兼 務
23	〃	蛭 田 廣 一	図 書 館	館長補佐	兼 務
24	〃	鈴 木 浩 司	高 齢 者 福 祉 課	主 事	兼 務
25	〃	清 水 克 敏	用 地 課	主 任	兼 務

## 9. 各種資料

### ○「小平市まちづくり懇談会」ポスター



### ○ワークショップ「市民提言書」



### ○「シンポジウム」ポスター



### ○ワークショップ「小平市まちづくり会議」の開催







○小平市長期総合計画基本構想審議会の開催



○市報特集号

平成 17 年(2005 年)1 月 20 号



平成 17 年(2005 年)10 月 20 号







## 小平市第三次長期総合計画

—こだいら 21 世紀構想・前期基本計画—

発行年月日 平成18年（2006年）3月  
編集・発行 小平市都市経営部（計画調整）  
住 所 〒187 - 8701  
小平市小川町二丁目1,333番地  
電話番号 (042) 341 - 1211（代表）  
ファクス (042) 346 - 9513  
電子メール keikaku@city.kodaira.lg.jp

¥1,600